

公 告

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊中央会計隊
契約科長 牛崎 真由美

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号	調達要求番号	物品番号	仕様書番号
2K0H32I03010	2L6B3A00016 0001		GRD-Z000855
品名 または 件名			
電磁波情報を活用した指揮統制支援機能に関する調査研究			
部品番号 または 規格			
仕様書のとおり			
使用器材名			
数量	単位	銘柄	使用期限等
1.00	ST		
納地または工事場所		引渡場所	
陸幕 防衛部 防衛		陸幕 防衛部 防衛	
搬入場所		納期または工期	
陸幕 防衛部 防衛		令和5年3月27日（月）～令和7年3月28日（金）	

2 競争参加資格

次のいずれかであること

全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C等級であること
ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊中央会計隊契約科事務室及び中会ホームページ (<https://www.mod.go.jp/gsdf/dc/cfin/html/>)

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：実施しない。

入札日時場所：令和5年3月24日（金）15時00分 中央会計隊入札室（E-1棟 6F）

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

(1) 入札に関する条件

ア 情報管理体制を確認できる資料①業務従事者リスト、②管理職員等であっても保護すべき情報を取り扱わないことを定めた社内規則、③ブランド・ライセンサー等との契約関係図、④親会社等と契約情報を共有しないことを明記した書面を令和5年3月10日（金曜日）17:00までに1部作成し、下記へ提出すること。

提出先：陸上自衛隊中央会計隊契約科第2契約班 嶋村（TEL：03-3268-3111 内線47565）

イ 仕様書 2.2 組織に対する要求、2.3 従事者に関する要求に示す事項が確認できる書類を令和5年3月15日（水）17:00までに下記へ提出し確認を受けるものとする。

提出先：陸上幕僚監部防衛部防衛課開発室 西條（TEL：03-3268-3111 内線41786）

(2) 入札の方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときには、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 契約書作成の要否

ア 契約金額が50万円以上の場合は請書、150万円を超えた場合は契約書を作成し提出すること。契約書等の記載要領等の細部については、落札決定後落札者に説明する。

イ 適用する条項

補給処等標準契約書
「役務請負契約条項」

「談合等の不正行為に関する特約条項」
「暴力団排除に関する特約条項」
なお、経費率算定対象業者については
「資料の信頼性確保及び制度調査の実施に関する特約条項」
「利益制限契約に関する特約」
「原価監査付契約に関する特約条項」
を上記条項に追加する。

(4) その他

- ア 競争参加資格の年度は令和04・05・06年度とする。
- イ 入札及び契約に関する詳細は「入札及び契約心得」を閲覧されたい。
- ウ 最低入札価格が予算決算及び会計令第85条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回っている場合は、予算決算及び会計令第86条の調査（以下「低入札価格調査」という。）を行うので、協力されたい。
- エ 郵便による入札は、予め郵送を担当者に連絡の上、入札開始日の前日17時00分（前日が休日及び休養日の場合は、その前日）までに担当者必着分を有効とする。
- オ 代理による入札者は、入札時までに委任状を提出すること。
- カ 入札に参加する者は、入札までに「資格審査結果通知書（写）」を提出すること。
(メール又はFAX可)
- キ 郵便入札があった場合の再度入札の日時場所
令和5年3月29日（水）13時30分 中央会計隊入札室（E-1棟6F）
- ク 他の項目については別紙による。
- ケ 不明事項等の問い合わせ先
中央会計隊契約科第2班 嶋村 （TEL:03-3268-3111 内線47565）
(FAX:03-5269-5135（直通）)
- コ 仕様書の問い合わせ先
陸上幕僚監部防衛部防衛課開発室 西條 （TEL：03-3268-3111 内線41786）

1 競争に参加する者に必要な事項

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令165号）第70条の規定に該当しないものであること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のため必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中のものでないこと。
- (4) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係または、人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (5) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負について認めない。ただし真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合は、この限りでない。
- (6) 第4号の「資本関係又は、人的関係にある」場合とは、入札及び契約心得第3章第12項第2号に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。
- (7) 下請負を行わせる場合は、日本国内に所在する国内事業者に請け負わせるものとし、2次下請負以下も同様とする。

2 入札の無効

- (1) 第1項に示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札又は入札に関する条件に反した入札
- (2) 入札金額が明瞭でない入札及び入札者が誰であるか識別しがたい入札。
- (3) 電報及び電話による入札
- (4) 暴力団排除に関する誓約に虚偽があった場合または契約に反する事態が生じた場合

3 違約金

落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものともみなし、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、契約者が契約を履行しない場合が、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。

契約手続における押印等の省略について

日頃より中央会計隊契約科の調達案件につきまして御協力を頂きありがとうございます。

この度、令和3年度から実施している企業から提出を受ける書類の押印等の省略について、従来の要領を下記のとおり一部変更（記載例を追加）しましたのでお知らせします。

記

1 押印が必要な書類

契約書（なお、割印は不要）

2 押印を省略できる書類

契約書以外の書類

3 押印省略時の措置

契約書以外の書類への押印を省略する場合は、発行責任者及び担当者の氏名及び連絡先を記入願います。記載方法については、記載例（付紙）を参考にして下さい。

なお、記載された連絡先には、必要に応じ、当方から御連絡させていただく場合がございます。

4 その他

従来どおり、契約書以外の書類への押印を省略しない場合は、発行責任者及び担当者の氏名及び連絡先の記入は不要です。

付紙 1

書
畫

金額￥○,○○○;○○○。一

上記の公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾の上、入札見積りいたします。

また、当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

令和×年〇〇月〇〇日

分任支出負担行為担当官（売払いの場合は契約担当官）

陸上自衛隊中央合計隊

契約科長 □□ □□□ 駐

住 所 東京都〇〇区〇〇〇 12÷345

会社名 株式会社 □□□□

代表者名 代表取締役 防衛 太郎

代表者印を省略する場合、発行責任者及び担当者の氏名・連絡先を必ずご記入ください。発行責任者及び担当者は、同一人物でも可です。その場合、担当者欄は「同上」等と記載してください。

発行責任者：○○ ○○（連絡先：○○-○○○-○○○）
担当者：△△ △△（連絡先：○○-○○○-×××）

陸上自衛隊仕様書

物品番号	仕様書番号
	G R D - Z 0 0 0 8 5 5
電磁波情報を活用した指揮統制支援機能に関する調査研究	承 認 令和 年 月 日
	作 成 令和 5 年 2 月 6 日
	変 更 令和 年 月 日
	作成部隊等名 陸上幕僚監部防衛部

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、将来の戦いにおける電磁波情報の活用とそれら機能の実現要領に関する調査研究（以下、“本役務”という。）について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、G L T - C G - Z 0 0 0 0 0 1による。

1.2.1 戰闘指揮統制

各種作戦・戦闘の期間を通じた指揮官の指揮・統制の行使に関わる活動をいう。

1.2.2 電磁波管理

電磁波情報の管理や電磁波干渉への対応により、我の電磁波利用における優越の確保に寄与する活動をいう。

1.2.3 電磁波情報を活用した戦い

我の指揮統制活動を迅速化するため、平素から行う電磁波管理及び電子戦に基づき収集した情報を指揮統制活動に活用して行う戦いをいう。

1.2.4 電子戦

電子戦支援、電子攻撃、電子防護により敵の電磁波利用の効果を低下させ、我の電磁波利用における優越を確保する活動をいう。

1.2.5 陸上電子戦装備

陸上自衛隊や諸外国の陸軍の運用に適する電子戦装置をいう。

1.3 引用文書等

1.3.1 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

G L T - C G - Z 0 0 0 0 0 1 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

b) 法令等

電波法（昭和 25 年 法律第 131 号）

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）

役務に関する要求

2.1 一般的の要求事項

諸外国の戦闘指揮統制に係る電磁波情報の活用状況を調査し、我が国における電磁波情報を活用した戦い方及びこれに必要な機能の実現要領について、既存の陸上電子戦及び通信装備を考慮して検討するものとする。

また、電磁波情報を取得するために将来前線で使用するべき陸上電子戦装備及び将来的に想定され得る領域横断的な戦いにおける電磁波情報の活用要領について、諸外国の動向を調査したうえで検討するものとする。

細部は次によるほか、官側との調整による。

2.1.1 戦闘指揮統制における電磁波情報の活用に係る検討

- a) 戦闘指揮統制における電磁波情報の活用要領について、調査するものとする。
- b) 電磁波情報を活用した戦闘指揮統制の要件について、調査するものとする。ただし、要件には概略の機能・性能を含むものとする。

2.1.2 前線において用いる陸上電子戦装備に関する技術の検討

- a) 諸外国の動向及び調査した戦闘指揮統制の要件を踏まえ、電磁波情報を取得する将来の陸上電子戦装備について、調査するものとする。
- b) 前線に近い領域の戦闘指揮統制に有効な将来の陸上電子戦装備の要件について調査するものとする。ただし、要件には概略の機能・性能を含むものとする。

2.1.3 領域横断作戦における電磁波情報の活用要領の検討

諸外国の動向及び調査した戦闘指揮統制の要件を踏まえ、将来想定される領域横断作戦において保持すべき電磁波情報を活用した戦闘指揮機能について調査し、提案するものとする。この際、当該機能を実現するために必要な機能・性能要件を含むものとする。

2.2 組織に対する要求

現有の指揮統制システム、電磁波管理又は電子戦に関するシステムの設計・製造実績を有する企業

2.3 従事者に関する要求

本役務に従事する技術者は、陸上の電磁波管理、電子戦に関する装備又はこれと連携する指揮統制システムに係る検討を行い得る能力を有する必要があり、これを満たし得る実施体制を構築するものとする。

品質保証

3.1 監督・検査

監督及び検査は、契約担当官等（以下、“担当官”という）の定める監督・検査実施要領による。

その他の指示

4.1 提出書類等

提出書類等は、表1によるものとし、契約の相手方は、担当官の確認を受けた後、提出するものとする。

なお、電子記録媒体の記憶方式については、担当官との調整による。また、当該電子記憶媒体は、提出前にコンピュータ・ウイルスチェックを実施するものとする。

表1－提出書類等

番号	提出書類	提出形態	数量	提出時期	提出先
1	実施計画書	紙(A4)	1式	契約締結後、すみやかに	陸上幕僚監部防衛部防衛課開発室(市ヶ谷)
2	役務従事者名簿	紙(A4)	1式	令和5年7月	
3	#1勉強会資料	紙(A4)	1式	令和5年10月	
4	中間成果報告書	紙(A4)	1式	令和6年3月	
5	#2勉強会資料	紙(A4)	1式	令和6年10月	
6	#3勉強会資料	紙(A4)	1式	令和7年1月	
7	調査研究成果報告書	紙(A4) 電子記録媒体	1式 1枚		

注記1 各勉強会資料は、2.1に示す各項目の進捗状況とする。
注記2 中間成果報告書は2.1.1及び2.1.2に示す各項目の調査研究成果とする。
注記3 調査研究成果報告書は2.1に示す各項目の調査研究成果とする。
注記4 提出時期等の細部は、担当官との調整による。

4.2 打合せ等

打合せ等は、表2によるほか、必要に応じて実施する。細部は、担当官との調整による。

表2－打合せ等

区分	打合せ事項	打合せ時期	打合せ場所
第1回	本役務の進捗状況に関する事項	令和5年7月	
第2回	中間成果報告	令和5年10月	
第3回	本役務の進捗状況に関する事項	令和6年3月	
第4回	本役務の進捗状況に関する事項	令和6年10月	
第6回	調査研究成果報告	令和7年1月	

4.3 秘密保全

契約の相手方は、文書等で秘又は注意に指定されたものの取扱いは、“秘密保全に関する訓令”、“取扱い上の注意を要する文書等及び注意電子計算機情報の取扱いについて(通達)”及び“装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について(通達)”の規定に基づき、その取扱いには万全の注意を払わなければならない。また、契約の相手方は、本契約の履行によって、直接又は間接を問わず知り得

た情報の管理に万全を期するとともに、それらの外部への利用、公表等を防衛省の許可なく行ってはならない。

4.4 著作権その他の権利

著作権その他の権利は、次による。

- a) 契約の相手方は、契約書又は仕様書の定めるところにより官に提出された著作物（著作権法第10条第1項第9号で規定されるプログラムの著作物を除く。）に関する全ての著作権（同法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を、納入と同時に官に譲渡し、また、契約の相手方は著作者人格権を行使せず、契約の相手方は第三者に著作者人格権を行使させない。ただし、契約の相手方の固有の技術資料（契約の相手方が第三者から提供を受けたものを含む。）に係る著作権及び著作者人格権についてはこの限りでない。
- a) 官は、この契約の履行中及び終了後5年間は、契約書又は仕様書の定めるところにより官に提出された契約の相手方の固有の技術資料につき、この契約に関して防衛省が行う監督、検査、調査、試験若しくはその結果の評価その他これに類する業務のため、必要がある場合は、契約の相手方の固有の技術資料に係る著作物を、防衛省の内部において複製、翻訳及び翻案することができる。ただし、当該技術資料のうち契約の相手方の指定するものを除く。
- b) 官は、契約の相手方から、上記a)により官が譲渡を受けた著作権の利用の許諾を求められた場合には、特に支障がない限りこれを許諾するものとし、必要な事項は協議して定めるものとする
- c) 前項c)にかかわらず、契約の相手方は、防衛省の使用に供する目的で、上記a)により官が譲渡を受けた著作権に係る著作物を複製し、翻訳し又は翻案することができる。
- d) 契約の相手方は、知る限りにおいて、仕様書で定める事項の遂行に当たり実施した又は留意すべき特許権、実用新案権又は意匠権（出願中を含む。）を報告する。また、契約の相手方は、官に提出した技術資料に含まれている契約の相手方の固有の技術資料の記載箇所及び上記b)ただし書きの指定について、官に報告する。以上の報告は、知的財産管理報告書を作成し、官に提出して行うものとする。

4.5 無償貸付品

無償貸付品は、表3による。

表3-無償貸付品

番号	品名	数量	引渡時期	引渡場所	返納時期	返納場所	備考
1	電磁波作戦管理機能の整備に関する調査研究成果報告書	1式	契約相手方の請求後すみやかに。	官側が指定する場所	納期まで	官側が指定する場所	—

4.6 官側の支援

契約の相手方は、この契約の履行に当たり、官側の認める場合、次の事項について所要の支援を受けてもよい。

- a) 官側の保有するデータ、資料などの閲覧に関する事項
- b) 試験など契約の相手方自身で行うことができず、官側の支援が必要な事項

- c) 官側の保有する施設、設備、機器、電力、用水などの使用及び操作に関する事項
- d) その他契約履行に必要な事項

4. 6. 1 再委託

- a) 契約の相手方は、本契約の履行に当たり、その全部を一括して再委託してはならない。
- b) 契約の相手方は、本契約の履行に当たり、その一部について再委託を行う場合には、再委託先の事業者名、再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うこと合理性及び必要性、再委託先の履行能力並びに報告徴収、個人情報の管理その他運営管理の方法（以下、“再委託先名等”という。）について記載した文書を提出し、官の承認を受けなければならない。
- c) 契約の相手方は、契約締結後やむを得ない事情により再委託を行う場合には、再委託先名等を明かにした上で、官の承認を受けなければならない。
- d) 上記b)又は上記c)に基づき再委託先の事業者に義務を実施させる場合は、全て契約の相手方の責任のおいて行うものとし、再委託先の事業者の責に帰すべき事由については、契約の相手方の責に帰すべき事由とみなして契約の相手方が責任を負うものとする。
- e) 契約の相手方は、本契約の履行に当たり、第三者を従事させる必要がある場合には、情報システムに関する調達におけるサプライチェーン・リスク対応に関する特約条項に基づき必要な手続きを実施する。

4. 6. 2 仕様書に関する疑義

- 4. 7 この仕様書に関する疑義は、一般共仕の8.3による

委任状（入札等）

殿

住 所

会 社 名

代表者氏名

印

年度の入札等について、入札書又は見積書の提出に関し、

年 月 日から 年 月 日までの間、

を代理人と定め、下記権限を委任します。

なお、委任解約した場合には連署のうえ届け出ます。

記

- 1 入札書提出の件
- 2 見積書提出の件
- 3 その他上記委任事項に関する一切の件

年 月 日

委任者

印

受任者

印

入札書 見積書

調達要求番号	2L6B3A00016	契約実施計画番号	2K0H32I03010
--------	-------------	----------	--------------

金額　¥

品名	規格	単位	数量	単価	金額
電磁波情報を活用した指揮統制支援機能に関する調査研究	仕様書のとおり	ST	1		
納入場所	陸幕防衛部防衛	納期	令和5年3月27日～令和7年3月28日		
入札・保証金	免除	入札書有効期間			

上記の公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札(見積)いたします。

また、当社(私(個人の場合)、当団体(団体の場合))は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

令和 5年 月 日

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊中央会計隊
契約科長 宮内 修嗣 殿

住 所
会 社 名
代 表 者 名